

＜改正後＞	＜現 行＞
<p style="text-align: center;">読 替 規 程</p> <p>1. 名 称：「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 別記（I）用地調査等業務共通仕様書」を『宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書』に読み替える。</p> <p>2. 制 定：「農林水産省農村振興局」を『宮城県農政部』に読み替える。</p> <p>3. 制定通知文書：「平成14年3月22日13農振第3155号」を『<u>令和6年9月25日農村第212号</u>』に読み替える。</p> <p>4. 共通仕様書本文：「監督職員」を「調査職員」と読み替える。 「直轄事業」を「県営事業」と読み替える。 その他は以下のとおり読み替える。</p> <p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 第1条 ～ 第3条 [略]</p> <p>（用地調査等業務の区分）</p> <p>第4条 この共通仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 （1）用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定に基づく宮城県農業農村整備事業等測量作業規程（<u>令和6年5月17日付け国国地第37号</u>国土交通大臣変更承認。以下「測量作業規程」という。）により行うものとし、この共通仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定める。 （2）～（4） [読替無し]</p> <p style="text-align: center;">第5条 ～ 第10条 [略]</p> <p>（提出書類）</p> <p>第11条 [略] 2 [略] <u>3 [適用除外]</u></p> <p style="text-align: center;">第11条 ～ 第30条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">読 替 規 程</p> <p>1. 名 称：「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 別記（I）用地調査等業務共通仕様書」を『宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書』に読み替える。</p> <p>2. 制 定：「農林水産省農村振興局」を『宮城県農政部』に読み替える。</p> <p>3. 制定通知文書：「平成14年3月22日13農振第3155号」を『<u>令和5年9月22日農村第244号</u>』に読み替える。</p> <p>4. 共通仕様書本文：「監督職員」を「調査職員」と読み替える。 「直轄事業」を「県営事業」と読み替える。 その他は以下のとおり読み替える。</p> <p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 第1条 ～ 第3条 [略]</p> <p>（用地調査等業務の区分）</p> <p>第4条 この共通仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 （1）用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定に基づく宮城県農業農村整備事業等測量作業規程（<u>令和3年3月2日付け国国地第131号</u>国土交通大臣変更承認。以下「測量作業規程」という。）により行うものとし、この共通仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定める。 （2）～（4） [読替無し]</p> <p style="text-align: center;">第5条 ～ 第10条 [略]</p> <p>（提出書類）</p> <p>第11条 [略] 2 [略] <u>3 [新設]</u></p> <p style="text-align: center;">第11条 ～ 第30条 [略]</p>

(安全等の確保)

第31条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

- (1) 屋外で行う用地調査等業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。

6～8 [略]

第32条～第36条 [略]

(保険加入の義務)

第37条 [略]

- 2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

(環境負荷低減への取組)

第38条 受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。

- (1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)
- (2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用
- (3) 環境負荷低減に配慮したものの調達
- (4) 生物多様性に配慮した事業実施
- (5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第39条～第69条 [略]

(区分地上権設定範囲図の作成)

第70条 区分地上権設定範囲図の作成は、区分地上権設定図(用地平面図)と縦断図等を合成した図面を作成し、区分地上権設定の対象となる土地ごとに区分地上権設定範囲(上下範囲)及び土地の利用が妨げられる程度を算出するほか、監督職員が指示する事項を記入するものとする。

第71条～第147条 [略]

(補償説明)

第148条 補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の

(安全等の確保)

第31条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

- (1) 屋外で行う用地調査等業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止すること。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めること。

(4) [新設]

6～8 [略]

第32条～第36条 [略]

(保険加入の義務)

第37条 [略]

- 2 [新設]

[新設]

第38条～第68条 [略]

[新設]

第69条～第145条 [略]

(補償説明)

第146条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価(残地補償を含む。)の方法、建物等の補償方針

方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、土地調書（共通仕様書様式第11号）及び物件調書（共通仕様書様式第22号）並びに土地改良事業用地事務処理要領（平成11年7月13日付け11構改D第478号農林水産省構造改善局長通知）第49条により作成する契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。

（概況ヒアリング等）

- 第149条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から、当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。
- 2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に補償説明の対象となる権利者等に対し、面接等により補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

- 第150条 権利者等に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。
- （1）当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討
  - （2）権利者等ごとの補償説明に係る事項の整理
  - （3）権利者等に対する説明用資料の作成

（権利者等に対する説明）

- 第151条 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。
- （1）権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ調査職員にその方法等について確認すること。
  - （2）権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者等に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償説明の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

（記録簿の作成）

- 第152条 受注者は、権利者等と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第18号）に記載するものとする。

（説明後の措置）

- 第153条 受注者は、補償説明の現状及び権利者等ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。
- 2 受注者は、当該権利者等に係る補償説明のすべてについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。
  - 3 受注者は、権利者等が説明を受け付けない、又は当該事業計画、補償説明若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング等）

- 第147条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。
- 2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

- 第148条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。
- （1）当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
  - （2）権利者ごとの補償内容等の整理
  - （3）権利者に対する説明用資料の作成

（権利者に対する説明）

- 第149条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。
- （1）2名以上の者を一組として権利者と面接すること
  - （2）権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

（記録簿の作成）

- 第150条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第18号）に記載するものとする。

（説明後の措置）

- 第151条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。
- 2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等の全てについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。
  - 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第154条 ～ 第158条 [略]

(費用負担の説明)

第159条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第160条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から、当該事業の計画概要、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容等、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。  
2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第161条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、調査職員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。  
(1) ～ (3) [略]

(権利者に対する説明)

第162条 権利者に対する説明は、調査職員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。  
(1) 権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ調査職員にその方法等について確認すること。  
(2) (略)

2 (略)

(記録簿の作成)

第163条 受注者は、権利者と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第18号）に記載するものとする。

第164条 ～ 第199条 [略]

第152条 ～ 第156条 [略]

(費用負担の説明)

第157条 費用負担の説明とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第158条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。  
2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第159条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。  
(1) ～ (3) [略]

(権利者に対する説明)

第160条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。  
(1) 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。  
(2) (略)

2 (略)

(記録簿の作成)

第161条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第18号）に記載するものとする。

第162条 ～ 第197条 [略]